

公益社団法人 石川県獣医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人石川県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、獣医学術及び技術の振興・普及等を図ることにより、動物に関する保健衛生・愛護精神の向上、安全安心な畜水産物の生産振興、人の公衆衛生の向上及び社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜衛生・畜水産業振興支援事業
- (2) 公衆衛生・社会福祉増進事業
- (3) 学術普及向上事業
- (4) 動物愛護普及啓発事業
- (5) 自然環境保全事業
- (6) 学校飼育動物支援事業
- (7) 災害時被災動物救護事業
- (8) 愛玩動物看護師養成支援事業
- (9) 会員の互助・福利厚生、表彰、慶弔事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、石川県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した、石川県内に居住するか又は勤務する獣医師
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、別に定めるところにより、理事会が推薦し、総会で議決された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する個人又は団体で、理事会において承認された者

2 前項の会員のうち、正会員および名誉会員をもって一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)に定める社員とする。

(入 会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の決議を得なければならない。

2 理事会は、その可否を決定し、会長がこれを本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員(名誉会員は除く。)は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) この法人の定款又は規則、規程等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。

(3) 会費を3年以上滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員及び名誉会員を持って構成する。

2 前項の総会を持って一般社団法人・財団法人法に定める社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議された事項
- (8) 前号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（総会の種類）

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

（開催）

第15条 総会は、一般社団・財団法人法に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 正会員及び名誉会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員及び名誉会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（開催通知）

第16条 会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員及び名誉会員に対し、理事会で決議した総会の日時、場所及び目的である事項について書面により通知しなければならない。

2 総会に出席しない正会員及び名誉会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨を開催通知に記載するとともに、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書面

（議長）

第17条 総会の議長は、その総会に出席した正会員から選任する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、正会員及び名誉会員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員および名誉会員総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員総数の半数以上であって、正会員及び名誉会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他一般社団・財団法人法で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 総会における決議には、議長は加わることはできない。ただし、可否同数の場合のときは、議長の決するところによる。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員及び名誉会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合における前条の規定の適用については、総会に出席したものと見なす。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席しない正会員又は名誉会員が書面で議決権を行使することができるるときは、総会に出席できない正会員又は名誉会員は、第16条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第19条に定める出席した正会員及び名誉会員の議決権の数に参入する。

- 2 前項の書面は、総会日時の前日のこの法人事務局業務終了時間までに到達しない場合は、無効とする。

(決議の省略)

第22条 会長が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員及び名誉会員の全員が提案された議案について書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規程を適用しない。

(電磁的方法による開催案内通知及び議決権の行使)

第23条 会長は開催案内通知について、書面による通知に代えて、一般社団・財団法人法で定めるところにより、正会員及び名誉会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

- 2 総会に出席しない正会員及び名誉会員は、一般社団・財団法人法で定めるところにより、電磁的方法で議決権を行使することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、一般社団・財団法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 支部及び部会

(支部)

- 第25条 この法人に支部を設け会員を分属するものとし、支部に関する規程は、理事会の議決を得て、別に定める。

(部会)

- 第26条 この法人に専門的事項を企画研究する部会を設けることができる。
- 2 部会の組織は、理事会の定めるところによる。
 - 3 部会の事業は別に定める部会の運営規程等によるものとする。
ただし、その執行にあたっては、あらかじめ理事会の決議を得るものとする。

第6章 役員

(役員の種類)

- 第27条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事13名以上15名以内
 - (2) 監事3名以上5名以内
 - (3) 理事のうち1名を会長とする。
 - (4) 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。
 - (5) 会長および副会長以外の理事のうち1名を業務の執行を行う常務理事とする。
- 2 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第28条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事及び監事の候補者は、別に定めるところによる。
 - 3 理事会は会長、副会長、常務の選任及び解職を決議する。この場合において、理事会は総会に付議した上で、その決議を参考にすることができる。
 - 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。
 - 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
 - 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(資格)

第29条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、理事又は監事になることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、一般社団・財団法人法及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長および副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は理事の業務の執行を監査し、一般社団・財団法人法で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後において、第27条に定めた定数を割り込んだ場合は、新に選任されたものが就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 役員は、総会の決議により解任することができる。

- 2 役員解任は、総会において、正会員及び名誉会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって行うものとする。

(報酬等)

第34条 会長、常務理事は、総会において別に定める基準に従って算定した額を支給することができる。ただし、会長、常務理事を除いた理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するにあたり、生じた費用を弁償することができる。

(顧問および相談役)

第35条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、理事会によって推薦し、総会において選任する。

3 顧問および相談役は、この法人の重要事項に関し、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問および相談役は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の日時および場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長および常務の選任及び解職

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事の議決権の数は1人1個とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に意義を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法の定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第42条 この法人の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第43条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める経理規程によるものとする。

(会計年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、通常総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分)

第48条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分を行おうとする場合も前項と同様な承認を得なければならない。

(会計の原則等)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、正会員及び名誉会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

- 第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局設置等)

- 第55条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第56条 事務局には、一般社団・財団法人法及び認定法に定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第12章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を維持するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

- 第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1 この定款に定めるもののほか、この定款の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 2 この定款は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この法人の最初の会長は八木幸隆とする。
- 5 この定款の変更は、総会の決議の日（平成26年5月30日）から施行する。
- 6 この定款の変更は、総会の決議の日（令和2年6月25日）から施行する。